

議案第五十六号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第百七十七号）第九十号第一項の
規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年五月二十七日

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四拾参年五月露七日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部



と次のように改定する。

第一条中「及び三朝温泉会館」と並びに三朝温泉会館及び水道課に改める。

第二条と次のように改める。

第二条 職員の定数は次に掲げるとおろとする。

機関の区分	職員の区分	定数
町長補助機関	事務吏員 技術吏員 その他の職員	通じて九七人 内一人は併任とし、事務職員を置かないものとする。
議会	事務司長 書記	二人 内一人は併任とし、事務職員を置かないものとする。
選挙管理委員会	事務司長 書記	通じて三人 者多の併任とし、事務職員を置かないものとする。
監査委員	書記	一人 者多の併任とし、事務職員を置かないものとする。

又

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の

固定資産評価 審査委員会	書記	一人 専らの間併任とし、本務職員と置か れないものとする。
農業委員会	事務局長 書記	二人
教育委員会	教育長 事務局長 その他の職員	通じて二十人
三朝温泉会館	館長 事務局長 その他の職員	通じて二三人
水道課	事務局長 技術長 その他の職員	通じて七人
合計	一五六人	

十七第一項の規定により他の普通地方公共団体より派遣をうけた職員については、前項の規定にかかわらず、前項に定める定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から起し、昭和四十二年四月一日から適用する。